

登録医の診療情報閲覧に関する規程

第1条（目的）

この規定は、地域医療機関と社会医療法人三栄会ツカザキ病院（以下「当院」という）との連携推進にあたり、当院の保有する診療情報の閲覧に関し、適切な管理と患者情報の保護のため必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象者）

当該規程は、社会医療法人三栄会ツカザキ病院 診療録管理規程について第3条にいう当院登録医のみに適用される規程である。

第3条（利用者）

当該規程に基づく閲覧が可能な医師は、当院登録医として登録された医師（以下「登録医」という）を対象とする。

第4条（閲覧可能情報）

登録医による閲覧の対象となる診療情報は、登録医が診療に関与している患者に係る診療録管理規程 第4条に示す診療記録の範囲（以下「診療情報関連資料」という）とする。

第5条（閲覧手続き）

- （1） 登録医が診療情報関連資料を閲覧するときは、予め閲覧申請書を提出し、院長の許可を得なければならない。
- （2） 閲覧する場所は、閲覧担当者の指定した場所に限る。
- （3） 閲覧は当院平日診療時間内とする。
- （4） 閲覧が終了した時は、直ちに閲覧担当者に連絡する。

第6条（遵守事項）

登録医は、閲覧にあたっては次の各号を遵守するものとする。

- ① 登録医は、利用中の診療情報の管理に責任を負うものとする。
- ② 診療情報関連資料は、指定した場所以外での閲覧を禁止する。
- ③ 診療情報関連資料は、許可なく持ち出し、貸し出し、印字、複写及び撮影を禁止する。
- ④ 関連機器等は大切に取扱い、毀損及び紛失してはならない。

第7条（秘密の厳守）

登録医は、閲覧により知り得た個人情報を、正当な理由無く第三者に開示、漏洩してはならない。

第8条（細則）

本規程に関し、必要な細則は別途定める。

附 則 当該規程は令和4年11月30日より施行する。